

特定非営利活動法人
ジャフィーノジャパン
定 款

第1章 総則

第1条 名称

当法人の名称は、特定非営利活動法人 ジャフィーノジャパンという。なお、当法人は国際的な事業を主体とするため、英語表記 Jafino Japan を併設し、略称呼称（通称）を JJ（ジェイ・ジェイ）とする。ただし、登記上は前記の日本語表記とする。

第2条 所在地

当法人の所在地は、広島県福山市港町二丁目 17-48 とする。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

当法人は、日本を含むアジア諸国において、バイオマス事業、外国人材育成に関する事業を行い、もって地球温暖化対策、循環型社会の構築及び雇用の創出と拡大に寄与することを目的とする。

第4条 特定非営利活動の種類

当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る以下の事業を行うものとする。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条 事業

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 職業紹介事業
 - ② 外国人材育成事業
 - ③ 竹資源開発プロジェクト
 - ④ ジャトロファ資源開発プロジェクト
 - ⑤ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときはこれを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会 員

第6条 種 別

当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

1. 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

2. 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条 入 会

1. 会員の入会については、特に条件を定めないものとし、代表理事が会員として不適当であると認め、その正当な理由がある場合を除き、入会を認めなければならない。
2. 会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は前項の者の入会を認めない場合、速やかに書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

第8条 入会金及び会費

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 会員資格の喪失

会員は、以下の事由のうち、1つでも該当するに至った場合、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき
2. 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
3. 継続して1年以上会費を滞納したとき
4. 除名されたとき

第10条 退 会

会員は、当法人が定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条 除 名

会員が以下の事由のうち、1つでも該当するに至った場合、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款に違反したとき
2. 当法人の社会的信用を失墜させたとき。あるいは目的に反する行為をしたとき

第12条 抛出金品の不返還

既に納入された入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 種別及び定数

1. 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事：6人以内
 - (2) 監事：1人
2. 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

第14条 選任等

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事または当法人の職員を兼ねることができない。

第15条 職務

1. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、当法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務または財産に関し不正の行為、法令または定款に違反する重大な事実が発見された場合、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または当法人の財産の状況について、理事に意見を述べるか、または理事会の招集を請求すること。

第16条 任期等

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定に拘らず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 欠員補充

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

第18条 解任

役員が以下の各号のいずれかに該当するに至った場合、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 報酬等

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条 職員

1. 当法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

第21条 種別

当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 構成

総会は、正会員をもって構成する。

第23条 権能

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第24条 開催

1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 招集

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条 議長

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条 定足数

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条 議決

1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 表決権等

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条 議事録

1. 総会の議事については、以下の項目を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、

その数を付記すること)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

第31条 構成

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 権能

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条 開催

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 招集

1. 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する場合、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 議長

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第36条 議決

1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決するものとする。可否が同数の場合、議長が決する。

第37条 表決権等

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条 議事録

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条 資産の構成

当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条 資産の区分

当法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第 41 条 資産の管理

当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 42 条 会計の原則

当法人の会計は、法第 27 条各号の原則に従って行うものとする。

第 43 条 会計の区分

当法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

第 44 条 事業計画及び予算

当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 45 条 暫定予算

1. 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 46 条 予備費の設定及び使用

1. 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 47 条 予算の追加及び更正

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第 48 条 事業報告及び決算

1. 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条 事業年度

当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

第 50 条 臨機の措置

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 51 条 定款の変更

当法人が定款を変更する場合、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経るものとし、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

第 52 条 解 散

1. 当法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 53 条 残余財産の帰属

当法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 12 条第 3 項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第 54 条 合 併

当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 55 条 公告の方法

当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

第 56 条 細 則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 理 事：内海 良子

副代表理事：西谷 義浩

理事：谷川 毅
理事：佐藤 芙美子
理事：工藤 浩一郎
監事：川崎 二郎

3. 当法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に拘らず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
4. 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定に拘らず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 当法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定に拘らず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
6. 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に拘らず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 30,000 円
正会員会費 12,000 円（1 年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 10,000 円
賛助会員会費 12,000 円（1 年間分）

附 則

この定款は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日広島県知事認証）

この定款は、広島県知事の認証があった日から施行する。